

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

香川県知事 池田 豊 人

香川県規則第38号

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則

香川県新規産業創出支援センター規則（平成11年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第23条関係）					別表第1（第23条関係）				
区 分	単 位	金 額			区 分	単 位	金 額		
		午前9時から午後5時までの時間において利用する場合	1日利用する場合	午前9時前又は午後5時後の時間において利用する場合			午前9時から午後5時までの時間において利用する場合	1日利用する場合	午前9時前又は午後5時後の時間において利用する場合
大型電波暗室利用 EMI試験	1時間当たり	<u>27,760円</u>	<u>22,200円</u>	<u>34,700円</u>	大型電波暗室利用 EMI試験	1時間当たり	<u>26,550円</u>	<u>21,230円</u>	<u>33,180円</u>
イミュニティ試験（放射電磁界試験を除く。）	1時間当たり	<u>22,530円</u>	<u>18,020円</u>	<u>28,160円</u>	イミュニティ試験（放射電磁界試験を除く。）	1時間当たり	<u>22,230円</u>	<u>17,780円</u>	<u>27,780円</u>
放射電磁界試験	1時間当たり	<u>30,010円</u>	<u>24,000円</u>	<u>37,510円</u>	放射電磁界試験	1時間当たり	<u>28,630円</u>	<u>22,890円</u>	<u>35,780円</u>
小型電波暗室利用 EMI試験	1時間当たり	<u>6,730円</u>	<u>5,380円</u>	<u>8,410円</u>	小型電波暗室利用 EMI試験	1時間当たり	<u>6,440円</u>	<u>5,150円</u>	<u>8,050円</u>
イミュニティ試験（放射電磁界試験を除く。）	1時間当たり	<u>2,880円</u>	<u>2,300円</u>	<u>3,600円</u>	イミュニティ試験（放射電磁界試験を除く。）	1時間当たり	<u>2,850円</u>	<u>2,280円</u>	<u>3,560円</u>
放射電磁界試験	1時間当たり	<u>13,130円</u>	<u>10,500円</u>	<u>16,410円</u>	放射電磁界試験	1時間当たり	<u>12,530円</u>	<u>10,020円</u>	<u>15,660円</u>
備考 略					備考 略				
別表第2（第23条関係）					別表第2（第23条関係）				

区 分	単 位	金 額
大型電波暗室使用		
EMI試験	1測定1時間当たり	<u>30,120円</u>
イミュニティ試験 (放射電磁界試験 を除く。)	1測定1時間当たり	<u>24,890円</u>
放射電磁界試験	1測定1時間当たり	<u>32,370円</u>
小型電波暗室使用		
EMI試験	1測定1時間当たり	<u>9,090円</u>
イミュニティ試験 (放射電磁界試験 を除く。)	1測定1時間当たり	<u>5,240円</u>
放射電磁界試験	1測定1時間当たり	<u>15,490円</u>

備考
略

別表第3 (第30条関係)

区 分	単 位	金 額
大会議室		
液晶プロジェクタ	1式につき半日当たり	<u>1,100円</u>
—	1式につき超過1時間 当たり	<u>270円</u>

備考
略

区 分	単 位	金 額
大型電波暗室使用		
EMI試験	1測定1時間当たり	<u>28,640円</u>
イミュニティ試験 (放射電磁界試験 を除く。)	1測定1時間当たり	<u>24,320円</u>
放射電磁界試験	1測定1時間当たり	<u>30,710円</u>
小型電波暗室使用		
EMI試験	1測定1時間当たり	<u>8,530円</u>
イミュニティ試験 (放射電磁界試験 を除く。)	1測定1時間当たり	<u>4,930円</u>
放射電磁界試験	1測定1時間当たり	<u>14,620円</u>

備考
略

別表第3 (第30条関係)

区 分	単 位	金 額
大会議室		
液晶プロジェクタ	1式につき半日当たり	<u>870円</u>
—	1式につき超過1時間 当たり	<u>210円</u>
<u>テレビ及びビデオ</u>	<u>1式につき半日当たり</u>	<u>430円</u>
<u>テープレコーダー</u>	<u>1式につき超過1時間 当たり</u>	<u>110円</u>

備考
略

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この規則の施行の日以後の設備若しくは施設の利用の申請に係る使用料又は試験の依頼に係る手数料について適用し、同日前の設備若しくは施設の利用の申請に係る使用料又は試験の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。